

質問事項に関する回答書

(件名)磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	6月27日	01_特記仕様書 02-1_金抜設計書 07_工事工程表	56 B-16頁 別紙-1		○工事用作業構台B 存置期間について 工事用作業構台Bは令和7年3月末に設置し、存置期間は令和9年3月末までと特記仕様書には記載されております。ただし、撤去期間には「鬼光頭川橋下部工施工完了後」と記載されており、工事工程表ではP1橋脚の施工は令和8年11月末に終了し部分使用のため上部工工事に引き渡す計画となっております。 存置の月数としては以下のうちどちらを想定されておりますでしょうか。 ①令和7年3月末～令和9年3月末までの24ヶ月 ②令和7年3月末～令和8年11月末までの20ヶ月 ③15.8ヶ月(金抜設計書より、上部工4,250m ² ・月を269m ² で割戻した月数) 存置期間についてご教示頂けますでしょうか。	工事用作業構台Bの存置期間は③を想定しております。
2	6月27日	01_特記仕様書 土木工事積算基準	56 6-3 6-7		○工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去について 土木工事積算基準によりますと、継杭施工の場合、継施工部分を基準として下部工と杭橋脚に区分されておりますが、杭の撤去は、継施工箇所にて切断し、継施工箇所以上は下部工として撤去、継施工以下は基礎杭として撤去と考えてよろしいでしょうか。 またその場合、杭の切断費用は下部工撤去標準歩掛りに含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	6月27日	土木工事積算基準	19-58	15-3	○換気方式について 積算基準には、避難坑等を利用した換気計画が可能な場合は、別途算出するとあります。本工事には既設の避難坑があるため、トンネル施工における換気方式は坑道換気をするという計画でしょうか。ご教示頂けますでしょうか。	坑道換気法は想定しておりません。 上記については、交付図書を訂正いたします。
4	6月27日	2024/6/19 回答書53 土木工事積算基準 05割掛対象 参考内訳書 金抜設計書	8 19-27 4 13	質問日2024/6/12 表11-24 129～133	○ズリ処理工の地山等級について 2024/6/19 回答53では、インバート掘削は10tダンプトラックを使用との回答でしたが、積算基準19-27によるとインバート掘削で10tダンプトラック運搬(ベンチカット工法)の場合は、地山等級はE地質もしくは第3紀層のC地質、第3紀層のD地質のどちらかしか選択できないこととなります。一方、割掛対象参考内訳書のダンプトラック運搬費には地山分類:C及びDとの記載があります。 ズリ処理工においては、地山等級は第3紀層のC地質、第3紀層のD地質とC地質、D地質のどちらになりますでしょうか。第3紀層の場合は割掛対象参考内訳書を修正して頂けますでしょうか。よろしくお願いたします。	入札公告1「質問に関する注意事項」に記載のとおり、積算に関する質問は受け付けておりませんので、貴社の施工計画に基づき必要と思われる費用を計上してください。
5	6月27日	05割掛対象 参考内訳書 05割掛対象 参考内訳書	44 1	24-17	○ずり処理工の敷均しについて 割掛対象参考内訳書に追加された工事用機械分解組立費(ずり処置)の湿地ブルドーザー20t-1台-5往復は、ずり処理工の本線外盛土場の敷き均しに使用されると思います。 特記仕様書によるとずり処理工B3の本線外盛土場③では敷き均し作業の記載がありません。 5往復というのは、本線外盛土場①～⑤の5つの盛土場で敷き均し作業を想定されているのでしょうか。それとも別の作業で使用することを想定されているのでしょうか。ご教示頂けますでしょうか。	特記仕様書24-17のとおり、本線外盛土場③において敷き均し等の作業はありませんので、工事用機械分解組立費(ずり処理)の数量内訳は4往復となります。 上記については、交付図書を訂正いたします。

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
6	6月27日	2024/6/26 回答書58	質問番号2	質問日2024/6/19	<p>○建設機械等損料について</p> <p>2024/6/26の回答にて、「入札時の市場単価」＝令和6年度建設機械等損料表を適用する、との回答がありました。しかし、NEXCO東日本HP上で公開されております令和6年4月改定の土木工事等単価ファイル(P.3)には、「機械損料表：一般社団法人日本建設機械施工協会が発行している「建設機械等損料表」によるもの。(令和5年度版)」との記載があります。</p> <p>再度確認にはなりますが、適用されている機械損料は単価ファイル記載のものではなく、令和6年度の建設機械等損料表と考えてよろしいでしょうか。ご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>土木工事単価ファイルに記載のとおり、適用する建設機械等損料表は令和5年度版となります。</p> <p>なお、「質問に対する回答書58(番号2)」については回答内容を訂正しておりますので、併せてご確認ください。</p>
7	6月27日	2024/6/4 回答書45	質問番号3	質問日2024/5/28	<p>○工事用作業構台 施工機械について</p> <p>2024/6/4の回答にて、「工事用作業構台Bの撤去は120tクローラークレーンにて計画しております。」との回答がありました。しかし、工事用作業構台A及びBの設置についても、120tクローラークレーンを使用する考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>工事用作業構台Bの設置は120tクローラークレーン、撤去は50-55tクローラークレーンにて計画しております。</p> <p>なお、「質問に対する回答書45(番号3)」については回答内容を訂正しておりますので、併せてご確認ください。</p>
8	6月27日	06-5_参考図 2024/6/4 回答書45	17/25 質問番号3	質問日 2024/5/28	<p>○工事用作業構台 施工機械について</p> <p>2024/6/4の回答にて、「工事用作業構台Bの撤去は120tクローラークレーンにて計画しております。」との回答があります。</p> <p>また、06-5参考図17/25の図には鬼光頭川橋の下部工施工に使用する計画が記載されております。</p> <p>鬼光頭川橋下部工施工から、工事用作業構台Bの撤去までの期間は、クローラークレーン120tは返却せず現場に置いておく計画でしょうか。ご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>本回答書(番号7)をご確認ください。</p>
9	6月27日	06-5_参考図 2024/5/15 回答書37	17/25 質問番号5	質問日2024/5/8	<p>○工事用作業構台 施工機械について</p> <p>2024/5/15の回答にて、構造物掘削特殊部Aに関するクローラークレーンの工事用機械分解組立費は、割掛対象表参考内訳書に記載の工事用機械分解組立費(作業構台)に含むとあります。</p> <p>また、0621訂正公告にて、割掛対象表参考内訳書の工事用機械分解組立費(作業構台)に50～55tクローラークレーンが追加されました。</p> <p>このことから、構造物掘削特殊部Aの親杭打設に関しては50～55tクローラークレーンで施工するものと考えられます。</p> <p>一方、参考図06-5にはダウンザホールハンマ先行削孔にて120tクローラークレーンを使用するように記されています。</p> <p>構造物掘削特殊部Aの親杭打設には50～55tと120tのどちらのクローラークレーンを採用するのでしょうか。ご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>